

## 「各務原市地球温暖化対策実行計画」

(第1次計画策定 平成14年3月7日)  
第2次計画策定 平成20年1月17日  
第2次計画改正 平成20年8月22日  
第3次計画策定 平成26年2月20日

### 目次

第1節 計画の基本的考え方	1	(2) 排出削減の啓発等	6
1 背景	1	① 市民、事業者の環境配慮を 促進する施策の展開	6
2 目的	2	② 職員の環境保全意識の向上	7
3 対象範囲	2	(3) 排出削減	
4 期間	2	① 資源の節約	7
第2節 行動目標と取組	2	② 環境に配慮した公共事業の 推進	8
1 算出の基礎	2	③ 廃棄物減量化及び リサイクル推進	8
2 温室効果ガスの排出状況	2	④ 公用車利用の適正化	9
① 温室効果ガス総排出量	2	⑤ 物品購入の適正化	9
② 二酸化炭素	3	⑥ 自然エネルギーの推進	9
③ メタン	4	第3節 計画の実行及び公表	9
④ 一酸化二窒素	4	1 計画の推進	9
⑤ ハイドロフルオロカーボン	5	(1) 地球温暖化対策実行委員会	9
3 行動目標	5	(2) 幹事会	9
(1) 旧計画の実績	5	(3) 推進員	10
(2) 行動目標設定の基礎	5	(4) 事務局	10
(3) 類型別行動目標	5	2 取組結果の報告	10
4 目標達成に向けた取組	6	3 取組結果の公表	10
(1) 吸収源対策	6		
① 植林と樹木の管理	6		
② 優良森林の育成	6		

## 第1節 計画の基本的考え方

### 1 背景

各務原市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「法」という。)第20条の3の規定に従い、平成14年度から各務原市地球温暖化対策実行計画を運用し、自らの事務及び事業に関して温室効果ガスの発生抑制を図ってきたところである。

しかしながら、日本国内の公務を含む業務部門における二酸化炭素(温室効果ガスの90%以上を占めている)発生量は、平成23年度には国際的基準年度である平成2年度と比較して50.9%の増加と発表されている。本市においても、この21年間に、削減努力はしているものの、施設の建設、廃棄物焼却量の増加等によって温室効果ガス排出量は相当増加したであろうことは疑う余地のないものである。

従って、温室効果ガスの一層の排出抑制を図るため、ここに新たな地球温暖化対策実行計画を策定し、より一層の環境保全活動の推進を図ることとする。

## 2 目的

この計画は、市が一事業者・一消費者としての立場から、環境負荷の低減を図るための具体的な手段及び推進体制を定め、地球温暖化対策を推進するとともに、市民、事業者の行う環境に配慮した自主的な取組を促進することを目的とする。

## 3 対象範囲

この計画の対象範囲は、市が直接行うすべての事務事業とする。

ただし、外部への委託等により実施するものは、この計画の対象範囲からは外れるものの、この計画に準じた行動目標と取組を要請するものとする。

## 4 期間

この計画の期間は、平成 26 年度から平成 29 年度までの 4 年間とする。

ただし、計画期間中においても、その間の取組の状況や社会情勢の動向を踏まえ、必要に応じて随時計画の見直しを行うものとする。

なお、この計画で掲げる各目標の基準年度は、平成 24 年度とする。

## 第 2 節 行動目標と取組

### 1 算出の基礎

温室効果ガス発生量は、多くの場合、燃料使用量等に政府の定める温室効果排出係数を乗じることによって算出されるが、この係数はたびたび再計算されており、現在では平成 22 年改正の法施行令第 3 条に規定する数値が最新のものであるからこれを採用する。

### 2 温室効果ガスの排出状況

基準年度である平成 24 年度の温室効果ガス排出量について各所属からその実績を照会した結果を集計した数値は次の通りである。

#### ①温室効果ガス総排出量

各務原市の事務事業に伴って平成 24 年度に排出された温室効果ガスの量は、54,395(t-CO<sub>2</sub>)で、その内訳は表 1 の通りである。

表 1 温室効果ガス排出量(種類別)

種類	平成 24 年度		18 年度 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	18 年度 対比 (%)
	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	寄与率 (%)		
計	54,395	100.00	67,246	-19.11
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	53,332	98.05	66,149	-19.38
メタン(CH <sub>4</sub> )	191	0.35	181	5.52
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	869	1.60	913	-4.82
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	3	0.01	3	0

また、使用目的別の温室効果ガス排出量は、表2の通りである。

表2 温室効果ガス排出量(使用目的別)

使用目的	平成24年度		18年度	18年度
	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	寄与率 (%)	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	対比 (%)
計	54,395	100.00	67,246	-19.11
自動車の走行	275	0.51	348	-20.98
廃棄物の処理	37,364	68.69	49,178	-24.02
その他	16,756	30.80	17,720	-5.44

② 二酸化炭素

二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の排出量の内訳は、表3の通りである。

表3 二酸化炭素の排出量

使用目的 内訳	平成24年度			18年度	18年度
	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	使用(焼却)量		排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	対比 (%)
数量		単位			
計	53,332			66,149	-19.38
自動車の走行	264	0.49	(%)	336	-21.43
ガソリン	227	97,732	リットル	270	-15.93
軽油	37	13,994	リットル	66	-43.94
廃棄物の処理	36,462	68.37	(%)	48,219	-24.38
廃プラの焼却	26,736	9,921	トン	32,938	-18.83
コークス	8,258	2,549	トン	12,818	-35.57
灯油	352	141,280	リットル	401	-12.22
A重油	0	0	リットル	0	0
電気の使用	1,116	2,381	千kWh	2,062	-45.88
その他	16,606	31.14	(%)	17,594	-5.62
灯油	388	155,761	リットル	363	6.89
A重油	936	345,446	リットル	1,598	-41.43
都市ガス	1,949	969,453	m <sup>3</sup>	1,031	89.04
プロパンガス	146	24,353	m <sup>3</sup>	206	-29.13
混合油	1	462	リットル	1	0
電気の使用	13,186	28,114	千kWh	14,395	-8.40

※電気を含む化石燃料からの二酸化炭素については、全て算入するが、カーボンニュートラルという考え方により、動植物からのものについては算入しない。これにより、焼却により廃棄物自体から発生する二酸化炭素の量については、プラスチック分のみを算入する。

③ メタン

メタン(CH<sub>4</sub>)の排出量の内訳は、表4の通りである。

表4 メタンの排出量

使用目的内訳	平成24年度		18年度		18年度対比 (%)
	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	使用(焼却・埋立)量		排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	
数量		単位			
計(小数点以下四捨五入)	191			181	5.52
自動車の走行	0.29	(0.15%)		0.31	-6.45
自動車の走行	0.29	939,470	千km	0.31	-6.45
廃棄物の処理	86.24	(45.15%)		91.39	-5.64
一般廃棄物の焼却	5.10	42,978	トン	4.79	6.47
木くずの埋立	81.14	28	トン	86.60	-6.30
その他	104.08	(54.49%)		88.84	17.15
し尿の処理	51.72	50,261	m <sup>3</sup>	52.73	-1.92
浄化槽の処理	52.36	4,533	人槽	36.11	45.00

④ 一酸化二窒素

一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)の排出量の内訳は、表5の通りである。

表5 一酸化二窒素の排出量

使用目的内訳	平成24年度		18年度		18年度対比 (%)
	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	使用(焼却)量		排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	
数量		単位			
計(小数点以下四捨五入)	869			913	-4.82
自動車の走行	7.70	(0.89%)		8.46	-8.98
自動車の走行	7.70	9,394.7	千km	8.46	-8.98
廃棄物の焼却	815.60	(93.86%)		904.47	-4.75
一般廃棄物焼却	814.75	42,978	トン	864.71	-5.78
産業廃棄物焼却	0.85	273	トン	3.19	-73.35
その他	45.88	(5.28%)		0.00	0.00
軽油	0.00	0	リットル	0.00	0.00
A重油	0.00	0	リットル	0.00	0.00
し尿の処理	14.96	50,261	m <sup>3</sup>	15.25	-1.90
浄化槽の処理	30.92	4,533	人槽	21.32	45.03

⑤ ハイドロフルオロカーボン(HFC)

ハイドロフルオロカーボンの排出は、CO<sub>2</sub>換算 3 トンで、これは公用車のカーエアコンからの漏洩によるものである。

その他事故あるいは廃棄による排出等は計量不能であるから算入していない。

### 3 行動目標

#### (1) 旧計画の実績

平成 18 年度から実施してきた「第 2 次各務原市地球温暖化対策実行計画」の取組みによる平成 24 年度の削減結果は表 6 のとおりである。各部署の取組みにより、温室効果ガス発生量は、「全体」と「その他の市の事務に関するもの」共に、目標以上の削減を達成することができた。しかし、その他の市の事務に関する、「電気使用量」と「公用車燃料使用量」については、削減目標を達成することができたが、「燃料使用量」については、増加するという結果であった。これは施設の空調などによる燃料使用量が増加しているためと考えられる。

表 6 各務原市地球温暖化対策実行計画における実績

主な指標	単位	平成24年度 (A)	18年度 (B)	増加率 (C)={(A)/(B)-1}*100 (%)	寄与率 24年度 (A) (%)	削減目標
						(18年度対比) 24年度最終 目標(%)
温室効果ガス発生量(全体)	t-CO <sub>2</sub>	54,395	67,246	-19.11	100.00	-5.43
うち廃棄物処理に関するもの	t-CO <sub>2</sub>	37,364	49,178	-24.02	68.69	-
その他の市の事務に関するもの	t-CO <sub>2</sub>	17,031	18,068	-5.74	31.31	-5.70
電気使用量	千kWh	28,114	29,929	-6.06	28.69	-5.00
燃料使用量	t-CO <sub>2</sub>	3,570	3,325	7.37	6.56	-10.00
公用車燃料使用量	t-CO <sub>2</sub>	275	348	-20.98	0.51	-15.00

#### (2) 行動目標設定の基礎

平成 14 年度から実行計画に基づいて温室効果ガスの削減を行い、一定の成果を得ることができている。しかし、まだ削減の余地は残っており、まずは、平成 18 年度より増加している燃料使用量を削減させることがあげられる。また、排出量の約 1/4 を占めている電気使用量は、東日本大震災による、電力需給が逼迫したことを受け、平成 23、24 と節電計画を策定し、大きな成果をおさめているが、今後は、各施設の高効率照明器具化等、消費電力の少ない電気器具に変えていくことによる省エネと、公共施設等における太陽光発電システムの設置による創エネにより、一層の削減ができると考える。目標年次の平成 29 年度においては、平成 24 年度と比較して廃棄物処理部門を除く市の事務事業により発生する温室効果ガスを 2.00%削減することを目標とする。廃棄物処理を含む市の事務事業全体では平成 24 年度 54,395(t-CO<sub>2</sub>) から 2.20%減少の 53,200(t-CO<sub>2</sub>) を目標数値とする。ただし、大規模施設の新設等事情の変更がある場合には、改めて削減目標を設定するものとする。

#### (3) 類型別行動目標

上記の実績を勘案し、本計画では、表 7 の通り行動目標を設定し、その達成に向けた取組を全所属で行うこととする。

なお、数値目標については、平成 29 年度における平成 24 年度使用量からの削減率で示すこととし、成果の数値化が困難な取組については数値目標を設定しない。

表 7 行動目標

分野		行動目標	平成 29 年度削減等目標 (削減については平成 24 年度対比)
吸収源対策	植林と樹木の管理	街路等の植栽の維持管理に努める	-
		緑の基本計画に基づく緑化の保全及び緑化の推進	-
	優良森林の育成	優良森林の下刈り等森林育成を図る	-
排出削減の啓発	市民、事業者の環境配慮を促進する施策の展開	開発指導における環境配慮の促進	-
		環境保全意識の高揚・啓発	-
		公共交通の利用促進	-
		環境活動に対する支援	-
職員の環境保全意識の向上	環境教育等を通じての意識の向上	-	
排出削減	資源の節約	電気使用量の削減	2%削減
		燃料使用量の削減	2%削減
	環境に配慮した公共事業の推進	環境に配慮した建設工事の推進	-
	廃棄物減量化及びリサイクル推進	公文書リサイクル	100%
		一般廃棄物の適正排出及び減量化	-
		工事その他事業に伴う発生材の分別、リサイクルの徹底	-
		公共施設発生緑ごみの堆肥化	350 t
		事業系・家庭系緑ごみのリサイクル	2,900 t
	公用車利用の適正化	公用車燃料使用量削減	5%削減
	物品購入の適正化	環境物品の購入(グリーン購入)	-
使い捨て物品の使用見直し		-	
自然エネルギーの推進	太陽光発電システム等の導入	-	

#### 4 目標達成に向けた取組

##### (1) 吸収源対策

###### ① 植林と樹木の管理

行動目標：街路等の樹木については、補植・剪定等適正な管理を実施する。

行動目標：緑の基本計画に基づく緑地の保全及び緑化の推進。

###### ② 優良森林の育成

行動目標：森林の下刈り等森林育成を行う。

- ・ 森林の不用木の除去や下草刈りなど森林育成を実施する。  
整備山林 うぬまの森

##### (2) 排出削減の啓発等

###### ① 市民、事業者の環境配慮を促進する施策の展開

行動目標：開発指導における環境配慮を促進する。

- ・ 緑化率向上の開発指導

- 接道緑化率 5 割、敷地内緑化率 1 割以上を指導していく。
- 建物、擁壁等に壁面緑化の指導を行う。
- ・ 雨水地下浸透の推進の開発指導
  - 調整池及び集水枡を設置する場合は、敷打ちを止め、雨水を地下へ浸透する構造にするよう指導する。
  - 透水性舗装の徹底を図る。

#### 行動目標：環境保全意識の高揚・啓発に努める

- ・ ライフデザインセンター等において環境講座を開催する。
- ・ 景観賞の環境関連部門、環交の日等を設定する。
- ・ 図書館における環境図書コーナーの拡充、印刷物における PR 等環境保全の啓発に努める。
- ・ 親子環境教室や子ども環境教室を開催し、これからの各務原市を担う子どもたちに、環境について考える場を提供する
- ・ 環境活動を積極的に行っている企業の活動を HP で紹介する。

#### 行動目標：公共交通（ふれあいバス）の利用促進

- ・ 市民が、利用しやすいルートの設定
- ・ アユカ（ICカード）の導入

#### 行動目標：環境活動に対する支援に努める。

- ・ 資源集団回収の推進
- ・ 生ごみの堆肥化の推進（コンポスト購入の補助）
- ・ 生ごみの水切りの推進
- ・ 省エネ診断の実施を事業者に積極的に働きかける。
- ・ うちエコ診断（市民向け）の推進

### ② 職員の環境保全意識の向上

#### 行動目標：環境教育等を通じて職員の環境保全意識の向上に努める

- ・ 近距離通勤者の徒歩又は自転車利用への誘導、ノーカーデー等通勤方法の見直しに努める。
- 《その他継続的に取組む施策》
- ・ 日常生活の中で実行できる地球温暖化対策の情報提供及び実践を促進する。

### (3) 排出削減

#### ① 資源の節約

#### 行動目標：電気使用量を平成 29 年度までに平成 24 年度比 2%削減する。

- ・ 庁舎内等電力消費量の削減
  - エレベーター使用について、職員は 3 階までの移動では使用禁止とする。
  - 庁舎等における LED 等の高効率照明器具導入。
- ・ 街路灯等の高効率照明器具導入。
  - 街路灯・防犯灯における LED 等の高効率照明器具導入。
- ・ 機器の更新にあわせて省エネ化を図る（インバーター、夜間照明タイマー等）。

#### 《その他継続的に取組む施策》

- ・ 照明の適正化（無人時、昼休み、退勤時等における消灯）
- ・ 空調の適正化（夏季 28℃以上、冬季 20℃以下、ブラインド等の活用、閉扉等）
- ・ クールビズ・ウォームビズの推進。
- ・ ノー残業デー（毎週水曜日）の推進
- ・ パソコン管理の適正化（休止モード、スクリーンセーバー等の適正な利用、不要時の電源切）。
- ・ 庁用備品（家電品）の利用適正化（台数見直し、退勤時のコンセント外）。
- ・ 施設設備の更新にあたってはよりエネルギー効率のよいものを選択する。

**行動目標：燃料使用量を平成 29 年度までに 2%削減する。**

- ・ 空調の適正化(夏季 28℃以上、冬季 20℃以下、ブラインド等の活用、閉扉等)
- ・ 温水プールの水温について適正な管理に努める。

## ② 環境に配慮した公共事業の推進

**行動目標：環境に配慮した建設工事を促進する。**

- ・ ISO 14001 に準拠する「協力要請書」を作成し、建設業者に、環境負荷を低減する取り組みを義務付け、評定する。
  - 環境負荷低減重機の使用
  - 環境対策の創意工夫(石油製品使用削減、製品梱包材の削減など)
  - リサイクル製品、リサイクル可能製品の使用
  - 建設副産物の発生抑制、適正処理及び再使用 など

## ③ 廃棄物減量化及びリサイクル推進

**行動目標：公文書は 100%リサイクルする。**

- ・ 廃棄文書の分別を徹底し、すべてリサイクルする。
  - 公文書は、すべて溶解する。
  - ファイルなど不燃物は、可能な限り再利用する。
  - 新聞・雑誌等公文書以外の紙類・シュレッターダストは古紙回収に出す。

**行動目標：一般廃棄物の適正排出及び減量化に努める。**

- ・ 使い捨て物品の使用を見直す（マイアイテム運動）。

《その他継続的に取り組む施策》

- ・ ごみ箱の数を、課に 1 個ないしは職員 10 人に 1 個程度にする。
- ・ 不用品交換情報を活用して不用品のリユースに努める。
- ・ ファイル、フォルダー等は再利用する。
- ・ 私物を職場に持ち込まない。
- ・ 不要な資料、カタログ等は受け取らない。
- ・ 備品は可能な限り修理して長期使用に努める。
- ・ 献立や供食量は極力残飯が出ないように努める。
- ・ 定期刊行物の購読部数を見直し、共同利用の促進を図る。
- ・ コンピュータシステムの再構築等に当たっては、出力帳票の削減を徹底する。

**行動目標：工事その他事業に伴う発生材の分別、リサイクルを徹底する。**

- ・ 乾電池から充電電池へ切り替える。
- ・ 全学校において牛乳パックをリサイクルする。
- ・ 学校給食の使用済み食用油をリサイクルする。
- ・ 撤去した違法看板を各種イベントにおいて再利用する。
- ・ 建設発生土を市施工工事に利用する。
- ・ 植栽時に使用した支柱が不要になったら再利用する。
- ・ 水道仮設配管材料の再利用回数を増加する。

《その他継続的に取り組む施策》

- ・ 工事設計段階において、発生材の予想量及び適切な処理方法を把握しておく。

マニフェストの確認を徹底する。

**行動目標：公共施設・事業から発生する緑ごみを 100% (350t/年) 堆肥化する。**

**行動目標：事業系、家庭系緑ごみ(2,900t/年)のリサイクルを促進する。**

- ・ 緑ごみについて、公共施設・事業から発生するものについては堆肥化施設へ、その他事業、家庭から発生するものについては民間リサイクル施設へ誘導することで、北清掃センターへの搬



入量減少を図る。

#### ④ 公用車利用の適正化

行動目標：公用車燃料を平成 29 年度までに 5%削減する。

- ・ エコドライブを実践する。
  - 無用なアイドリングをやめる。
  - 経済速度で走る。(制限速度の遵守を前提として、一般道 50~60km/h、高速道 80~100km/h)
  - 適切な点検整備をし、タイヤの空気圧を適正にする。
  - 無駄な荷物を積まない。
  - 空ぶかしはやめる。
  - 急発進・急加速・急ブレーキをやめ、適切な車間距離をとる。
  - 早めにシフトアップする。
  - 渋滞を招く駐車をやめる。
  - エアコンの使用を控える。
  - 相乗りに努め、公共交通機関の利用を心がける。
- ・ 公用車の更新にあたってはエコカーを採用する。

《その他継続的に取組む施策》

- ・ 公用車の更新にあたっては、必要最小限の大きさのものとする。
- ・ 出先機関との連絡回数や会議開催回数を削減する。

#### ⑤ 物品購入の適正化

行動目標：環境物品の購入（グリーン購入）に努める。

行動目標：使い捨て物品の使用を見直す。

- ・ 事務用品の管理を徹底する。
- ・ 物品の購入及び設備の更新にあたっては、グリーン購入法に基づく「環境物品の調達に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）によるものとする。
- ・ 基本方針に掲載のない物品の調達等にあたっては、エコマーク等環境物品ラベルの有無を配慮する。

#### ⑥ 自然エネルギーの推進

行動目標：太陽光発電システム等の導入

- ・ 太陽光発電等新エネルギーの積極的な導入に努める。

## 第 3 節 計画の実行及び公表

### 1 計画の推進

各務原市地球温暖化対策実行委員会等において次の役割を担うことにより、計画の着実かつ効果的な推進に努めることとする。(参照：「推進体制図」)

#### (1) 地球温暖化対策実行委員会

各務原市地球温暖化対策実行委員会（以下「委員会」という。）は、計画に基づいた行動目標を設定するとともに、幹事会を通じ、各所属（「所属」とは、本庁各課や出先機関など個々の機関をいう。以下同じ）に対し、行動目標の達成に向けた取組の実施を指示する。

また、事務局が取りまとめた各所属における取組結果を評価し、その結果の公表を行うとともに、必要に応じて行動目標や取組の見直しを行う。

#### (2) 幹事会

幹事会は、委員会の目的達成に必要な事項又は委員会から指示された事項について協議する。また、

幹事のうち各部及び各委員会事務局の主管課（以下「部局主管課」という。）の長は、部局内各所属の連絡調整、指導等を行う。

また、部局内各所属の取組結果報告書を取りまとめ、事務局に報告する。

### （3）推進員

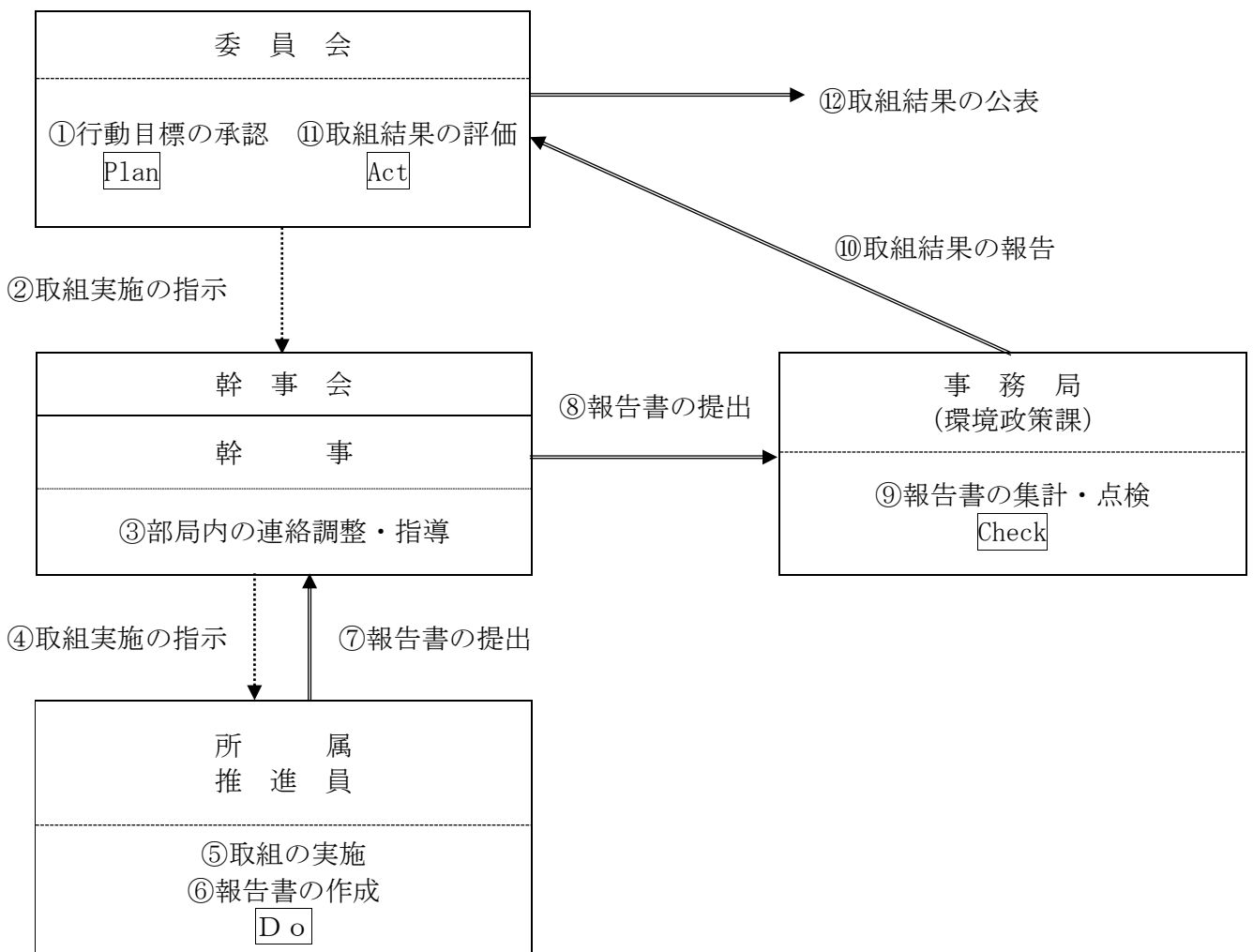
各所属長を「推進員」として、計画の内容及び目標について職員への周知徹底を図り、所属における取組の推進に努めるとともに、毎年6月30日までに、前年度における取組の結果を責任者に報告する。

### （4）事務局

委員会の事務局を環境政策課内に置く。

事務局は、責任者から提出された報告等を取りまとめ、その結果を委員会に報告する。

#### 【推進体制図】



## 2 取組結果の報告

取組結果の報告は、原則として IPK 等の電子メールに添付するものとする。

## 3 取組結果の公表

実行計画の実施状況については、ホームページ等により公表する。